

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 棚卸資産の評価方法の変更

Q : 当社は、棚卸資産の評価方法を、先入先出法から最終仕入原価法に変更しようと思っています。評価方法を変更する場合の税務上の手続きについて教えてください。

A : 「変更の承認申請書」を変更する事業年度開始の日の前日までに税務署長に提出して、承認を受けなければなりません。

【解説】

税法上、棚卸資産の評価方法としては、個別法、先入先出法、後入先出法、総平均法、移動平均法、単純平均法、最終仕入原価法、売価還元法の8種類が認められています。

棚卸資産の評価方法につき変更の承認を受けようとする会社は、その新たな評価方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、「棚卸資産の評価方法の変更承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出して、承認を受けなければなりません。

ちなみに、現在採用されている評価方法を採用してから3年を経過していない場合には、その変更が合併に伴うものである等、その変更特別な事情がある場合を除いて、変更は認められないことになっています。

なお、変更承認申請書の提出があった場合、税務署長がその申請につき承認または却下の処分をするときは、書面でその旨を通知することとなっていますが、この申請書を提出して変更しようとする事業年度終了の日までに、その申請につき承認または却下の処分がなかったときは、その日において承認があったものとして取り扱われます。

